

社会保険庁改革関連法案の審議状況等について

- 1 社会保険庁改革関連法案等（ねんきん事業機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件）

<ねんきん事業機構法案>
 ・社会保険庁を廃止し、新たにねんきん事業機構を設置するとともに、適正な事業運営を確保するための措置を講ずる。【平成20年10月施行（一部を除く）】

<国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案>
 ・国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずる。【改正事項ごとに施行期日を規定】

<地方自治法第156条第4項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件>
 ・国民年金の保険料の徴収対策の強化、窓口の混雑の解消等を図るため、平成18年度において、越谷市等の3カ所に新たに社会保険事務所を設置する。

- 国会提出 平成18年3月10日
- 審議
 - ・衆議院本会議趣旨説明、質疑 平成18年5月18日
 - ・衆議院厚生労働委員会提案理由説明 平成18年5月19日
 - ・同 質疑①（6時間） 平成18年5月24日
 - ・同 質疑②（6時間） 平成18年5月26日
- 衆議院において継続審議となった。
- このほか、6月16日に国民年金保険料の免除等に係る事務処理問題に関する集中審議（6時間）が行われた。

2 健康保険法等の一部を改正する法律案

<医療費適正化の総合的な推進>

- ・医療費適正化計画を策定する。
- ・保険者に対し、一定の予防健診等の実施を義務付ける。

【平成20年4月施行】

- ・現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直しなど、保険給付の内容・範囲の見直しを行う。

【平成18年10月施行】

<新たな高齢者医療制度の創設>

- ・後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度を創設する。
- ・前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度を創設する。

【平成20年4月施行】

<政府管掌健康保険の公法人化>

- ・国とは切り離れた全国単位の公法人（全国健康保険協会）を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

【平成20年10月施行】

- 国会提出
- 衆議院厚生労働委員会（可決）
- 衆議院本会議採決（可決）
- 参議院厚生労働委員会（可決）
- 参議院本会議採決（可決、成立）
- 公布

平成18年2月10日
平成18年5月17日
平成18年5月18日
平成18年6月13日
平成18年6月14日
平成18年6月21日